

マイナンバーの記載が必要な手続きにおける 番号確認と本人確認について

マイナンバーの記載が必要な事務手続きにおいては、成りすまし等による不正を防止するために、①申請書等に記載された番号の真正性の確認、②窓口に来られた方の身元(実存)確認をさせていただいております。

下表の書類で確認しますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、**代理人が手続き等を行う場合は、①、②とあわせて、③代理人であることの確認**をさせていただきます。

※ いずれの書類も、有効期間内のものをご用意ください。

① 番号確認のための書類 本人	本人（申請等をされる方）の次の <u>いずれかの書類</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード ・ 通知カード（氏名、住所等の記載事項に変更がないもの） ・ 個人番号が記載された住民票の写し ・ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書 <p style="text-align: right;">※ <u>代理人が窓口にお越しの場合は、上記のものの写しでも可</u></p>
-------------------------------	--

② 身元(実存)確認のための書類 本人 又は 代理人 <small>（氏名、生年月日又は住所が記載されたもの）</small>	1点 で身元確認する書類	2点以上 で身元確認する書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード ・ 住民基本台帳カード（顔写真付き） ・ 運転免許証、運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード、特別永住者証明書 ・ 学生証（顔写真付き） ・ その他官公署が発行する免許証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳カード（顔写真なし） ・ 有効な健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ ・ 介護保険被保険者証 ・ 国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書 ・ 国民年金手帳 ・ 恩給の証書 ・ 学生証（顔写真なし） ・ その他官公署が発行する免許証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されていないもの）

③ 代理権確認のための書類 代理人	代理人の次の <u>いずれかの書類</u> <ul style="list-style-type: none"> ⑦法定代理人の場合　戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ⑧任意代理人の場合　委任状 ⑨上記⑦、⑧が用意できない場合 本人（申請等をされる方）の介護保険関係書類（介護保険被保険者証、負担割合証、認定更新通知、保険料の決定通知 等）、その他官公署が発行する免許証又は資格証明書 など
---------------------------------	--